

## 植民地体制の崩壊と民族ブルジョアジーの役割に関する一考察：インドの土地改革をめぐって

ハブ, ナガホ / 土生, 長穂 / HABU, Nagaho

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

101

(終了ページ / End Page)

136

(発行年 / Year)

1957-07-05

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017442>

# 植民地体制の崩壊と民族ブルジョア ジーの役割に関する一考察

——インドの土地改革をめぐつて——

土 生 長 穂

## 一、植民地体制の崩壊と民族ブルジョアジーの 役割

### (一) 第二次大戦後の植民地体制の崩壊

「何十年もの間われわれは世界のなかの声をなき国民であった。われわれは無視された国民であった。自分たちのことが他人によってきめられてしまう国民であった。われわれは独立を要求し、いや、独立のためたかいたかい、そして独立をかちえた。」

あの歴史的なバンドン会議の開幕にあたって、インドネシアのスカルノ大統領は、何十年何百年にわたる帝国主義の鉄鎖から解放されたアジア・アフリカの人々の独立のよろこびを代表してこのように述べた。

第二次大戦前は、広大なアジア・アフリカの地域で、本当に独立国という名に値するのは日本ただ一国を数えるだけであった。他の諸国はいずれも、帝国主義の植民地、半植民地、従属国として帝国主義に支配・収奪される被圧迫民族であった。そのような様相は第二次大戦後は一変した。第二次大戦中および戦後の全世界民主勢力の昂揚と日本帝国主義およびドイツ帝国主義の打倒という有利な国際情勢のなかで、戦中・戦後に植民地と本国の矛盾が激化した結果、アジア・アフリカの民族解放運動は戦後急激なたかまりを見せた。そして中国における民族解放革命の成功とインドの独立がこの動きに拍車をかけ、植民地体制の崩壊が現実のものとして展開されてきた。かくして第二次大戦後の十年間に中国、インド、インドネシア、パキスタン、エジプト、ビルマ、ヴェトナム等々の国々が独立を獲得し、一二億以上の人々が（これ

は全世界の人口の半分以上にあたる。又戦前には、植民地・従属国の人口は約十五億であった。帝国主義の支配から解放されたのである。このことは帝国主義の植民地体制が現在すでにほとんど崩壊していることを意味しており、そのことだけで、帝国主義に大きな打撃をあたえている。

もとより、これらの国々のすべてがプロレタリアートの指導する民族解放民主革命によって独立を達成したわけではない。むしろ多くの国では民族ブルジョアジーの指導のもとに政治的独立が達成され、そして独立後の国の指導的地位にも民族ブルジョアジーが立っている。がしかし、そのことから独立の意義を過小評価するのは間違っている。「社会主義諸国家の体制が発展し、強化している今日の情勢のもとでは、帝国主義との闘争で諸民族がかくとかくした政治的独立の性格は本質的に変化している。あたらしい主権国家は、孤立したままで、植民地体制をうみだした強力な資本主義体制と対立しているのではない、解放された植民地・半植民地は、それが存在しているという事実だけで植民地主義にたいする闘争を容易にしている社会主義国家の支持をたよりにするこ(2)とができる」からであり、又このため「民族ブルジョアジーの動揺はすくなくなくなり、かれらはいっそう徹底的に反帝国主義闘争に参加している」(3)からである。

最近数年間のアジア・アフリカのうごき、民族ブルジョアジーの指導するインド、インドネシア等々の国家の行動は、帝国主義

の戦争と植民地化の企図に一致して闘っていることを示している。二、三の顕著な例だけをあげてみよう。

一九五四年六月、周恩来・中国首相はインドを訪問し、ネール・インド首相と共同声明を発表し、(1)領土主権の相互尊重、(2)相互間の不可侵、(3)内政不干渉、(4)平等互恵、(5)平和共存の五原則を両国間の関係を規制する原則として再確認し、さらに五原則を適用することによって平和地域をつくり、かくして戦争を防止し、世界平和を保障することができるとを示した。この五原則による平和地域は其の後ヴェトナム、ラオス、カンボジャ、インドネシア、ビルマ、アフガニスタン、シリア、サウディ・アラビア、エジプト、スーダン、リビアにおよび、米・英の意図した軍事ブロック政策—SEATO・METOの結成—を事実上崩壊させてしまった。

さらに一九五五年四月、コロンボ諸国の提唱によって、インドネシアのバンドンで開かれたアジア・アフリカ会議では、アジア・アフリカの二十九ヶ国の参加のもとで「平和共存の五原則の延長であり、発展である」(周恩来の言葉)とこの十原則が一致して確認された。一部の国を使ってこの会議を分裂させようとした帝国主義者の意図が失敗したことは帝国主義陣営にとって大きな打撃であったが、それだけでなく、会議参加国が一致して、いかなる形の植民地主義にでも絶対に反対するとの態度を明らかにしたことは、再びこれらの国々を植民地化しようとする意図する帝国主

義者にとって大きな痛手であった。

このようなアジア・アフリカ諸国の団結の力を示したものは、エジプトのスエズ運河国有化問題である。一九五六年七月、ナセル・エジプト大統領はエジプト経済建設の資金をうるため、スエズ運河会社の国有化を発表した。英・仏はこの国有化措置に対して反対し、軍事行動に出ようとしたが、アジア・アフリカ諸国の支持のためにそれができず、国有化を骨抜きにするような運河管理の国際機構「スエズ運河利用者団体」などを提案し、一方、水先案内人を引上げ、キプロス島に軍隊を増派するなどの手段によりエジプトに圧力をかけた。エジプトはこの圧力に屈せず断固国有化をおしすすめ、アジア・アフリカ諸国、社会主義諸国はエジプトを支持したため、英仏のたくらみは失敗した。かくて行詰った英仏はイスラエルのエジプト侵入を機としてエジプト侵略を開始したが、このことによつて英仏は完全に国際的に孤立し、目標を達せずに停戦せざるをえなかつただけでなく、英首相イーデンの辞職という結果さえ招いたのである。

かくして、エジプトのスエズ国有化は、一九五一年のイランの石油国有化とまったく対照的な結果となった。この最も大きな理由は国際的な力関係の変化にもとめられるであろう。すなわち、イランの場合と異つて、エジプトの場合には、社会主義諸国アジア・アフリカ諸国が一致してエジプトを支援したのであり、その支援が単に精神的なものだけでなく、経済的・軍事的にも支援し

ようとしたことが、英仏の国際的孤立をひきおこし、軍事力においてはるかにすぐれた英仏が停戦を余儀なくせられたのである。さらに又、エジプトの勝利は現在民族解放のたゞかいをすゝめているアフリカ人民を上げまし、中東、アフリカにおける植民地体制の一掃を具体的な日程にのせたという意味で、帝国主義陣営にとつて二重の痛手であった。

アジア・アフリカの国々が、独立の主権国家となり、団結した<sup>(4)</sup>ということは、まさに、帝国主義にとつて致命傷となりつゝあるのである。

## (二) 「政治的独立」の評価の誤謬

しかしながら、このようなアジア・アフリカの諸国の「独立」に対するマルクス主義の立場からの評価は最近まで事実<sup>(4)</sup>に即したものは云えなかつた。

一九四七年イギリス帝国主義の支配から独立を勝ち得、ネールを指導者とする国民会議派が支配することとなつたインドについての評価を二、三あげてみよう。

ソビエトの世界経済研究者として著名なヴァルガはその著「帝国主義の経済と政治の基本的諸問題」において次のように書いた。  
「一九四七年八月十五日、インドの首都デリー市で、イギリスの国旗が大群衆の環視のなかでひきおろされ、これにかわつてインドの国旗が掲揚された。イギリスの占領軍はイギリスにかえつ

た。インドにたいするイギリスの直接の政治的支配はおわつた。これによって、インドは真の経済的・政治的独立ではないが、形式的な独立を達成した。『インド王国』『イギリスの王冠の真珠』は、自治領の地位を有する二つの半植民地にかわつた。

インドが二つの自治領にかわつたことは、イギリスの帝国主義ブルジョアジーと、インドの大ブルジョアジーおよび地主の反革命プロックとの妥協を意味する。それは土着の支配階級の援助のもとに、インドにおける自己の経済的地位を維持しようとするイギリス独占資本の企図を意味するものであり、またイギリス帝国主義の援助のもとに、インドにおける現存の社会制度を、労働者および農民の高まりゆく革命運動から維持し防衛しようとするインド支配階級の企図を意味するものである。この妥協によってインド・ブルジョアジーは自国の民族的利益を売り、反帝闘争を裏切つた。(傍点—引用者)<sup>(5)</sup>

又、ソ同盟科学アカデミーに所属する植民地問題の専門家ヴェ・バラブシェヴィチは次のごとく云う。

「一九四七年にインドとパキスタンに自治権があたえられたとはいへ、それは、これらの国々を植民地的抑圧から完全に解放するものではなかつた。第二次世界大戦の終結後インドに展開された、もつとも広範な反帝運動の圧力をうけてイギリスは、インドの直接統治から手をひかざるをえなくなつた。このことは、インドにおけるイギリスの植民地独占がいくらかよまつたことを証

明するものである。だが、イギリス帝国主義は、インド・ブルジョアジーの独占上層部、地主および藩王と謀議した結果、インドならびにパキスタンで経済・政治上の主要な地位をたもつことができた。(傍点—引用者)<sup>(6)</sup>

イギリスの高名なマルクス主義理論家であり、「現代インド」『インドの諸問題』等々の一連の著書によって世界でも有数のインド問題研究家と目されるパーム・ダットの意見は次のようである。

「このように一九四七年の政治的結着は、帝国主義が自発的に自由をあたえたというようなものでは決してない。危機の諸条件が帝国主義の力をこえて発展し、帝国主義の至上権をもつてしても統御しえぬものとなり、また旧来のやり方では帝国主義がその直接支配を維持しつづけることができなくなったために、それによって強制された、意識的な政治的戦略なのであつた。

しかし、この政治的戦略は、帝国主義の『諦め』や帝国主義の支配ならびに搾取の終末をもたらしたであろうか。それとも逆にそれは単なる形態と方法の変化、分割にあらわれた『分割統治』の新たな進化した段階、直接統治から間接統治への移行、危機のきわまつた状態のもとで植民地の新たな反動的上層階級である大ブルジョアジーの代表をひきいれ、帝国主義の『後輩格の相棒』に仕立てて、人民大衆を抑圧し、帝国主義の既得権をまもることにするための直接統治権の移譲を示すものにすぎなかつたのか？

一九四七年以後の経験によれば、この問いにたいする解答になんら疑問の余地は残されてい<sup>(7)</sup>ない。

この三者の説くところは、表現はそれぞれ異っているが、論旨はいづれも同様である。すなわち、一九四六年二月十八日のボンベイ港でのインド水兵の反乱（これが現在の反植民地デーの起源となつてゐる）に始まるインド人民の反帝独立闘争の高まりという事態に直面したイギリス帝国主義は、この危機をのがれるため、封建地主および買弁的な大ブルジョアジーと手をにぎり、彼等に政権を移譲した。従つてこの独立は帝国主義によつてあたえられた「見せかけの」「形式的な」独立であり、実際は封建地主、買弁的大ブルジョアジーの手をかりてイギリス帝国主義が支配してゐるのであり、インド植民地から半植民地に変つたにすぎないとするのである。

この理論、つまり帝国主義と封建地主および買弁的な民族ブルジョアジーの妥協による形式的な独立の賦与ということは単にインドだけに適用されるのではなくて、プロレタリアートの指導による民族解放民主革命という道を通らずに独立した国々、すなわちビルマ、セイロン、インドネシア、エジプト等々一連のアジア・アフリカの国々に適用された。そしてそこから又かくして独立した国々の行動を一面的に評価し、否定面を強調するといふあまりを生み出したのである。このような理論、評価によつては、(ハ)に示したアジア・アフリカ諸国の反帝国主義のうごきを十分把

握出来ないことは明瞭であろう。

この理論は、ソビエト同盟科学院経済学研究所の著作になる「経済学教科書」によつて次のように修正されることによつて、そのあやまりを指摘された。

「帝国主義の植民地体制の崩壊は、つぎに、他のいくたの植民地国や従属国の人民が、植民地制度からの解放をかちとり、主権をもつた自主的発展の道をすすんだことを、特徴としてゐる、インド（人口四億四千万をこえる国）では、民族解放運動の圧力によつて、イギリス帝国主義は、やむを得ずこの国から自己の植民地行政をひきはらわなければならなかつた。――略――インドは独立の共和国となり国際舞台で独自の政策をたかたかっている。インド人民は植民地的抑圧から解放されたのち、その独立をかためるために、又国を工業化し土地改革を実行するために、たかたかっている。<sup>(8)</sup>（傍点―引用者）」

又、ソビエト同盟共産党第二十回党大会においても、他のいろいろな理論的問題と共に、この問題を提起され、次のような明確な評価が下されてゐる。

「世界第二の人口をもつ大國インドは国家的独立をかちとつた。ビルマ、インドネシア、エジプト、シリア、レバノン、スーダンその他一連の、かつての植民地諸國が独立をかちとつた。

東洋の諸民族は全世界の運命の決定に積極的に参加し、國際関

中略――

係のあたらしい強力な要素となりつゝある。戦前とはちがって大部分のアジア諸国が、いまや主権国家、または自主的外交政策をもつ権利をだんこととして主張する国家として、世界の舞台で活躍している。——中略——

これまでの植民地および半植民地の諸民族にとって、政治的自由をかちとることは、その完全な独立、すなわち、経済的な自立を達成するための、第一のもっとも重要な前提条件である。解放されたアジア諸国は、自国の工業を建設し、自国の技術的インテリゲンツィアを養成し、国民の生活水準をひきあげ、何世紀もの伝統をもつ民族文化を再生し、発展させる政策をすゝめている。自主的発展の道をあゆみはじめた諸国のまえによりよい未来への歴史的な見とおしがひらけている。(傍点—引用者)

すなわちこゝでは、インドなどの諸国が、「みせかけの独立」をあたえられたのではなくて、「独立をかちとった」ものであること、そして、「政治的独立」をかちとった国々は「自主的発展」のための政策をとり始めたことが指摘されているのであり、独立の意義が高く評価されているのである。

### (三) 誤謬の理論的基礎

このようにアジア・アフリカの国々の独立に対する評価のあまりは何処から出てきたのであろうか、あやまった評価は何の理論的根拠もなく打ち出され、そして、新しい評価が政策的に出さ

れてきたのであろうか、この点に関するソビエト理論家の答をきいてみよう。

「資本主義の全般的危機の時代には、資本主義が比較的発達した植民地・従属国のプロレタリアートは、民族解放・反封建革命の指導者となりうるというマルクス・レーニン主義の命題はよく知られている。——中略——

しかしこの無条件に正しい命題から、プロレタリアートの指導だけが民族独立闘争の勝利を保証することができるという正しくない結論がひきだされた。だから、愛国勢力の前衛であるプロレタリアートがまだ指導者になりえていないインド、ビルマ、インドネシア、エジプトその他いくつかの東洋諸国が民族ブルジョアジーの指導のもとに主権をかくとくしたとき、多くの東洋学者は、東洋史におけるこの出来事の偉大な意義を十分客観的に評価することが出来なかった。それどころか、いくつかの労作では、主権かくとくのこの道を『大ブルジョアジーと帝国主義との終局的な協定』としてあつかっているほどである。——中略——

民族ブルジョアジーと帝国主義とのあいだにある客観的な矛盾の本質を理解できないことからして、ときとして、民族ブルジョアジーの政治的立場を、大衆の階級闘争にたいする恐怖というたゞひとつの要因によって規定してしまった。このため民族ブルジョアジーの本質の二面性にかんする弁証法的な観念は、民族ブルジョアジーが自国の勤労大衆にたいする闘争で帝国主義の信頼で

さる同盟者であるという一面的な観念にすりかえられた<sup>(10)</sup>

すなわち、民族ブルジョアジーは反帝国主義の面と帝国主義に妥協的な面の二面性をもっているが、民族ブルジョアジーと帝国主義の矛盾を過小評価した結果民族ブルジョアジーの反帝国主義な面が過小評価ないし無視され、「資本主義の全般的危機の時期には、植民地の**大ブルジョアジー**は**かならず革命的**となつてしまふ。勝利の終局にいたるまで徹底的に民族解放闘争を闘うかわりに、**大ブルジョアジー**は『自分の』**国の勤労者**にたいして**共同の搾取**をおこなうため、**地主と同盟**をむすび、**本国の帝国主義ブルジョアジー**と妥協する。(傍点―引用者<sup>(11)</sup>)」<sup>(11)</sup>というように**大ブルジョアジー**が必ず**帝国主義**と妥協するという一面的な規定となつてしまい、ここから、**プロレタリアートの指導**がなければ**民族解放**は出来ぬというまちがった結論がみちびき出されたとするのである。

そして更にとくにインドの場合について、ソビエトの東洋学者**ジャーコフ**、**レイスネル**両氏は、かかる誤りの根源は**スターリンの規定**にあると説いている。すなわち、**スターリン**は一九二五年に有名な「**東方人民大学の政治的任務**について」という演説のなかで次のように述べている。

「インドのような植民地の存在条件のなかにある基本的な新しい特徴は、**民族ブルジョアジー**が**革命的な党**と**妥協的な党**に分裂したことにあるだけでなく、**なによりもこのブルジョアジーの**

**妥協的な部分が、帝国主義とすでに基本的な点で協定を結ぶのに成功した**ことにある。帝国主義よりも革命をおそれ、自分自身の祖国の利益よりも自分の財布の利益に心をくたく、もつとも富んだ、有力な**ブルジョアジー**のこの部分は、**革命の仇敵の陣営**に両足をつっこみ、**自国の労働者・農民**に対抗して**帝国主義とブルック**を結んでいる。この**ブルック**を粉砕せずには、**革命の勝利**をなしとげることができない。この**ブルック**を粉砕するためには、**妥協的な民族ブルジョアジー**の裏切りをばくろし、その影響のもとから**勤労大衆**を解放し、**プロレタリアートのヘゲモニー**のために**必要な条件**を系統的に準備しながら、この**妥協的な民族ブルジョアジー**にたいして、**攻撃の砲火**を集中しなければならぬ。いゝかえれば、**インド**のような植民地では、**解放運動の指導者**という名譽ある地位から、**ブルジョアジー**とその手さきを**一歩一歩おいはらい**、**プロレタリアートをこの指導者の役割**につけるよう用意することが肝心である。(傍点―引用者<sup>(12)</sup>)」<sup>(12)</sup>

すなわち、**スターリン**は、**インドの民族ブルジョアジー**の妥協的な部分がすでに**帝国主義**と**ブルック**を形成したと規定し、この**ブルック**を粉砕せねば**民族解放革命**は達成出来ないこと、そしてその粉砕のためには、**妥協的な民族ブルジョアジー**に**主要打撃**の方向を向け、**プロレタリアートの指導権**を確立することが必要であると説いたのである。が前記両氏の意見によれば、**中国の場合**は半植民地であり、**大ブルジョアジー**が**政権**について**買弁資本**と<sup>(13)</sup>

なり、スターリンの指摘するところが正しかったが、インドの場合にはこれと異り、完全な植民地であつて、イギリス支配の支柱であつた有産階級ですら権力につけぬ状態であつた。<sup>(14)</sup>従つてインドの場合には民族ブルジョアジーの妥協的部分が完全に帝国主義とブロックを作つたといふのはあやまりである。そしてインド民族解放運動におけるガンヂーの役割の否定的な評価もこゝから出てきたし、又、第二次大戦後民族解放運動における労働者階級およびその前衛党の影響力を過大に評価したこととあいまつて、民族ブルジョアジーが民族解放運動の中心であつたこと、政治的独立を達成し、経済的自立へ努力しうる能力があることを否定するにいたつたと云うのである。<sup>(15)</sup>

かくて、ソヴェト東洋学者の意見によれば、独立にたいするあやまつた評価の理由は次のようになる。

民族ブルジョアジーが妥協的部分(大ブルジョアジー)と革命的な部分(小ブルジョアジー)に分離し、妥協的な民族ブルジョアジーが帝国主義とブロックを形成したと規定し、かくして妥協的な民族ブルジョアジー(大ブルジョアジー)と帝国主義には基本的な矛盾が存在しないと考えたこと、である。このことは中国では正しかったが、しかしインドのような国では、民族ブルジョアジーと帝国主義の客観的な矛盾の本質をとらえることが出来なかつたことを意味し、従つて民族ブルジョアジーの役割を正当に評価出来なかつた。

従つて、そのような誤つた民族ブルジョアジーの規定から、プロレタリアートのヘゲモニーなくしては民族の解放はありえないといふ、あやまつた結論がみちびき出され、又、民族ブルジョアジーの指導のもとで主権をかくとくした意義が客観的に評価されず、民族ブルジョアジーと帝国主義との妥協であり、「見せかけの独立」の賦与であつて、半植民地へ転化したにすぎないとする評価があたえられたのであつた。

かくして、このような自己批判を基礎として、「以前には、労働階級に指導された大衆的な革命のみが、ついに労働民主独裁というかたちで頂点に達することによって、各国における民族的独立をかちとり、帝国主義の支配を廃絶しうると考えられていた。このような期待は、中国やヴェトナムで実現された。——中略——だが植民地体制の崩壊は、別のいき方でもおこつた。このいき方の

事例は、インド、ビルマ、インドネシアである。<sup>(16)</sup>として、プロレタリアートに指導された民族の独立のコースと民族ブルジョアジーによって指導される民族独立のコースの二つのコースの理論が生れるにいたつたのである。

#### (四) 政治的独立と民族ブルジョアジー

前節で示した民族ブルジョアジーの評価についての自己批判、それに基く理論構成のなかに、民族独立運動における民族ブルジョアジーの進歩的役割、民族ブルジョアジーの指導のもとでの

民族独立のコース、帝国主義の植民地体制の崩壊と主権国家樹立（民族ブルジョアジーの指導下での）の意義など、いくたの重要な指摘が含まれているのであり、それはマルクス主義の民族・植民地理論、民族解放の理論の新しい発展をひきおこすものとして注目される。

とはいえ、それはまだ決して充分に開花しているものとは云い難い、それはむしろ、過去の理論、評価の自己批判、実証的研究のための理論的前提についての指摘という段階に止まっているのであって、今後種々の問題を具体的・実証的に分析・研究することによって始めて実り多きものとなると思われる。

その際、政治的独立を達成した国家の民族ブルジョアジー政府の経済的自立のための諸措置——とくに工業化のための方策と土地改革——の実証的研究も重要な課題であると思われる。これらの国々が、政治的独立を達成したということは、決して、これらの国々が完全に帝国主義から解放されたことを意味するわけではない。これらの国々が帝国主義から完全に解放されるためには、これらの国が経済的に自立することが必要である。そして政治的独立は、とくに現在の国際情勢のもとでは、この経済的自立のためのもっとも必要な前提であるが故に重要なのである。そして又、経済的自立のカギとなるものは、工業化であり、工業化のためには、国内における封建的諸制度、とくに封建的土地所有制度の改革が必要である。何故なら、帝国主義支配の支柱であった封建的

地主は、政治的に民族解放の対立物であるのみならず、封建的土地所有による農業生産力の破壊、国内市場の狭隘化は、工業化をさまたげる最も重要な因であるからである。従って、政治的独立を達成した民族ブルジョアジー、主権国家の政治権力をにぎった民族ブルジョアジーが、封建勢力とどのように闘い、封建的土地所有制度をどのように改革し、又は改革しようとしているかということは、経済的自立——完全な独立にかゝる重大な問題であり、又、この問題の解決のしかたに、現段階における民族ブルジョアジーの進歩性とその限界がより明瞭にあらわれられると思われる。そして又、これらの諸国の今後の発展のカギは、この問題の解決のしかたによるであろうし、そのことが又、これらの諸国の国際的な行動を規制する要因として作用するものと考えられる。<sup>(17)</sup>

以上のような意味から、次章において、インド国民会議派政府によっておこなわれた土地改革を分析して、現段階における民族ブルジョアジーの役割を考察してみようと思う。

註(1) 民族ブルジョアジーという概念は、日本では買弁ブルジョアジーという概念とともにきわめてあいまいな概念として使われている。マルクス主義理論では「買弁とよばれるのは、(植民地・半植民地で)外国の独占体と、植民地の販売市場や原料市場とのなかだちをする土着の仲介人」として規定される。つまりそれは典型的には植民地において帝国主義と結合した商業高利貸資本家として現れるのである。これに反して「植民地に自国の工業が発展するについて、民族ブルジョア

- 「1」が成長してくる」のであり、従つて民族ブルジョアジーは植民地における産業資本家として示されるのである。又、買弁ブルジョアジー民族ブルジョアジーの概念と後にべる民族ブルジョアジーの妥協的部分、革命的な部分という概念とを混同して使うのは正しくないと思われる。なお前の「1」の引用はソ同盟科学アカデミー経済研究所編「経済学教科書」第二分冊による。
- (2) イエ・ジュニコフ「帝国主義植民地体制の崩壊」世界政治資料十三号二頁
- (3) 同論文 三頁
- (4) このことは、アジア・アフリカ諸国のうごきの全部が全部反帝国主義的であり又、内部に不一致の点がないということを示すものではない。歴史の過程はそのように単純なものではない。だがアジア・アフリカ諸国の様々なうごきという現象の底を流れるものを、顕著な事例によつて示したつもりである。このことは次の機会にやゝ詳細に分析したいと思つてゐる。
- (5) ヴァルガ「帝国主義の経済と政治の基本的諸問題」世界経済研究所訳 下巻 四四二―三頁
- (6) ヴェ・マスレンニコフ編、南信四郎訳「第二次大戦後の植民地体制」上巻 二五五頁
- (7) パーム・ダット「大英帝国の危機」新時代叢書刊行会編 八六―七頁
- (8) ソ同盟科学院経済学研究所著「経済学教科書」マルクス・レーニン主義普及協会訳、改訂版 第二分冊 四七四頁
- なお旧版では次のように書かれている。「イギリス帝国主義は、インド、パキスタン、ビルマでの自分の完全な経済的支配をたもつて、これらの国を自分の半植民地という地位にひきとめておこうと、つとめてゐる。――中略――
- 帝国主義列強は、――略――いくつかの植民地のみせかけだけの「独立」を宣言しているが、これらの国での事実上の完全な支配をたもつてゐる。帝国主義がこういうかけひきをするばあいの支柱となるのは、植民地の封建的反動勢力（大地主やその他の封建領主）および外国資本と結合した大ブルジョアジーの反民族的行為である。」
- (9) フルシチョフ「第二十回党大会にたいするソ同盟共産党中央委員会報告」
- 合同出版社「ソ同盟共産党第二〇回大会」第一分冊二四―六頁
- (10) ソヴェト同盟科学アカデミー東洋学研究所機関誌「ソヴェト東洋学」一九五六年第一号 巻頭論文、「前衛」五六年八月号に部分訳掲載
- (11) ヴァルガ、前掲書 三九六頁
- (12) スターリン全集第七巻、大月書店版 一五七―八頁
- (13) デイヤコフ、レイスネル「インド人民の民族解放闘争におけるガンジーの役割」、「ソヴェト東洋学」一九五六年第五号所載、「思想」一九五七年四月号に抄訳掲載
- (14) この理論は単にインドだけに適用されたのではなく、ほとんどの植民地に適用された。前記のヴァルガの註一〇に示した部分もこの考え方を普遍化したものである。又この規定は全面的に誤つていたわけではなく、大ブルジョアジーの買弁化は中国については正しかったと思われる。ただそれを、各地域の条件や国際的な条件を無視して適用したことが誤りであると考えられる

(15) インド・民族ブルジョアジーが、妥協的部分と革命的な部分に分れたかどうかという問題について、インド共産党書記長、アジョイ・ゴシユが次のようにのべていることは興味深い。

彼は民族ブルジョアジーの一部が帝国主義と妥協するのは次の条件のもとでのみであるとして、「(1)帝国主義がブルジョアジー、あるいはその一部分の願望を満足させた場合、(2)帝国主義侵略が現実に行われる場合、そのときはブルジョアジーの一部分は自己の地位がもはや望まないものとなったと考えて降伏する。たとえば、日本の中国侵略のさいの汪精衛のような場合である。(3)国内に強力な挑戦が成就してくるとき人民革命勢力がブルジョアジーの階級的な支配をおびやかすとき、たとえば、一九二七年に、蔣介石が中国革命を裏切り第二次世界大戦後に最終的に帝国主義の側に移行した場合」の三つの条件をあげる。そして彼はこのような条件は過去および現在インドにおいてなかつたのであり、「インド・ブルジョアジーのなかには、独占資本家もいれば、独占資本家でないものもいる。大ブルジョアジーもいれば、小ブルジョアジーもいる。帝国主義と緊密に結びついたものもあれば、比較的緊密でないものもいる。封建制度と緊密に結びついたものもいるし、その他いろいろである。しかし、ブルジョアジー全体としては、その階級としての利益が帝国主義と一致していないという意味で、『民族的』なのである。」

「インドで民族ブルジョアジーという場合には、ブルジョアジー全体を、すなわち、大、中、小のブルジョアジーを、独占ブルジョアジーを、非独占ブルジョアジーをもふくむものである、という明確な理解にもとづいてなされたものである。」

個人としては帝国主義の陣営に移つたものもあるかもしれないが、一九四七年の妥協にもかかわらず、インド・ブルジョアジーのどの部分も帝国主義の側に移つてしまつたということとはできない。帝国主義と全体としてのブルジョアジーとのあいだの矛盾はのこつてゐる。」とのべてゐる。

(New Age, November・December, 1955)

(16) Ajoy Ghosh, Some Questions of Theory, New Age, May, 1956, p95-6.

(17) 国民会議派は第二次大戦前は、その中に社会党员や共産党员を含み、彼等が重要なポストについており、あらゆる階級を反英独立闘争に結集した、いはば広汎な民族解放統一戦線とも云うべきものであつた。戦中戦後に共産党、社会党が独自の合法的な政党となつて会議派から分離したこと、其他種々のことから第二次大戦後の国民会議派は民族ブルジョアジーを主たる階級的基盤とする政党と変つたということができると思われる。なお、インド共産党は現在の「インド政府は、ブルジョアジーが指導的勢力であるところのブルジョア地主政府」(インド共産党第四回大会政治決議)と規定している。

## 二、民族ブルジョアジー政府と反封建

——国民会議派政府の土地改革——

(一) イギリス支配下のインドにおける封建的土地所有

周知のごとく、イギリス支配下のインドは、イギリスの直轄地

である英領インドと、イギリスの保護のもとにある藩王国の二つに区別されるが、藩王国はもとより英領インドにおいても封建的大土地所有者が、イギリスと結合して、多数の農民を支配・収奪していた。とはいえ、土地所有の形態はインド全体にわたって一様な形態が存在したわけではない。それどころか、一つの州においてさえも、数種或いは数十種におよぶ土地所有の形態があるほどであった。これらを大別すると、英領インドでは、ザミンダリ制とライオットワリ制の二者に区別され、これに各地域で名称を異にするが、藩王国における土地所有制を加えて、三者に区別される。会議派政府の土地改革を考察するまえにこれらの三つの土地所有制の性格、特質を考察することにする。

まず第一に、会議派による土地改革がなされるまで、ザミンダリ制下の土地所有が如何なる状況であったのかを、典型的なザミンダル州であるベンガル州を例にとつて考察しよう。

イギリス支配前には、ベンガルのザミンダルは、封建領主（ナワブ）の所有地の徴税請負人であったが、彼等は集めた租税の一〇％を報酬として受けると共に全体の土地の二〇分の一を自己の完全な所有地としていた。封建領主は名目的な土地所有者であり、実際の主人はザミンダル達であった。

イギリスの侵略とそれによる土地制度の改革によってザミンダルはその徴税区域全体の所有権者となり、その区域の土地、灌漑設備等一切のものを所有すると共に、従前からの封建的特権（た

例えば、農民への課税権）もそのままつこととなった。しかし、この土地改革そのものは、イギリスの手によって、イギリスの利益のために、つまり地租収入の増加のためにおこなわれたものであって、ザミンダルは同時に仲介的徴税人の地位を確定したのであり、一方それ迄土地を保有していた共同体農民はその土地占有を一挙に奪われて無権利の小作となったのである。

かつて、マルクスは、このようなザミンダリ制度を、イギリス地主制度のカリカチュアと名づけ、本来の形態とはほとんど似ていない歪曲形態としたが、<sup>(1)</sup>その指摘の如く、それは、封建領主の名目的所有権を奪い、共同体農民の土地占有を奪ったという点で類似するに止り、近代的な大土地所有の性格を、それへの発展をもたらずものではなく、イギリスの支配と収奪に適合した封建的土地所有制の再現にすぎなかった。そして、商品経済が発展したが、しかし、一方において資本主義的發展がイギリスによって阻害されているという条件のもとでザミンダリ制の下での階級分化は進行し、土地所有の性格も変質していったのである。

すなわち、イギリス支配のもとで商品経済の発展にもなつて発生した買弁的な高利貸資本は、農民を第一の収奪の対象とし、まずザミンダルの地位を奪って、自らザミンダルとして、「土地の純生産物の九〇％までもしほりとる」<sup>(2)</sup>と評される程の収奪をおこないながら、次第に「自分の土地に何等の関心も払わずに定収入を確保するため、仲介者に定額で土地を賃貸した」<sup>(3)</sup>かくして、

ザミンダルは、それに附随する地代の中間搾取者と共に、農民に對する寄生物となり、ザミンダルの土地所有権は名目的なものに転化していったのである。更に又、高利貸資本は、かゝる重圧の下にある農民たちから土地をとりあげていった。一八八五年の小作法で、一部の農民に占有権が与えられたことが、その場合よい条件として作用した。つまり、この法で、ザミンダルの土地を直接占有している農民（ライオット）は、土地の売却、モルゲージ権を得、又、地代を支払はぬ場合もザミンダルは土地から追立てることが出来ない（この場合は裁判所が土地を売却する）ようになったのであるが、このことは、ザミンダルや中間搾取者の収奪に苦しむライオットにとっては、実質的には、高利貸資本への土地買却の道が開けたことを意味し、かくして高利貸資本は彼等の土地を急速に兼併していくこととなった。

かくして、会議派政府の土地改革前の西ベンガル州における土地保有は第一表に示すような状況であった。

ザミンダリ廃止法の州議会提出にあたって、西ベンガル州大臣の説明では、全耕地一七〇万エーカーのうち、ザミンダル中間搾取者は四〇万エーカーを保有し、ライオットは一〇五〇万エーカーを、アンダー・ライオットは八万エーカーを保有している。従って大土地保有者はライオットであることが推察されるのである。このことから、大ザミンダリの土地所有は、あたかも、封建領主の土地所有が、商品経済の発展にともなうて、名目的な所有権

第一表<sup>(5)</sup>

西ベンガル州における土地保有状況

保有規模 (単位エーカー)	世帯数 (単位万)
25以上	4
10~25	53
5~10	64
5以下	64
	139
	計 324

引用者註 (1) この場合保有とは、占有権乃至それに類似した権利をもつて土地を占有しているものを指すと解せられる。  
(2) ベンガル州では一家四人の生存を維持する最低の規模はムケルジーの評価では四エーカーである。

となり、一方、占有権ある農民（ライオット）の土地を兼併した高利貸などが、実質上の大土地所有者となったと推論出来よう。  
この一方、第一表に示されるように、農民は、その占有する土地を失ったり、又は生計を維持するに足るだけの土地を保有することが出来なくなった。しかも、この場合、イギリスによって資本主義的發展が阻止され、従って労働力に對する市場が存しないという条件のもとで、これらの農民たちは直ちに、資本主義的労働者に転化することができず、再びその土地を劣悪な条件で耕作する債務奴隷的小作人として全剰余労働部分はもとより、必要労働

働部分にもくいこむ高額の小作料を収奪されることになるのである。この特徴的な例だけを示そう。

ベンガル州政府の刊行物で実耕農民の九八%を占めているといわれているバルガダルと呼ばれる分益小作 (share cropper) は通常耕作に必要な一切の出費を負担し、牛、農具を自弁して地主の土地を耕作し、その収穫物を地主と折半する (土地のよいところでは彼らのとり分は三分の一) のであり、又、牛や農具をもたず、労働のみを提供する場合には、収穫の三分の一が彼等のとり分となるといふ封建的搾取をうける。

又地主の土地を小作するものは、アブワブと呼ばれる税を地主に課せられる。「これらのアブワブは地域により異なり、額もちがうが封建的課税に外ならなかった。時としては、それは、婚姻料であり、社会的犯罪に対する罰金であり、商売を営む場合には関税、税金である。貯水池、運河等を掘る場合も農民に税が課せられた。地主の家の婚姻又は葬儀の場合、地主が象、車、馬を購入する場合も農民からアブワブを取り立てる理由となった。」<sup>(9)</sup> R・K・ムケルジーの評価によれば「ベンガルのアブワブの範囲は合法地代の二〇%ないし一二〇%であった。」<sup>(10)</sup>のである。

ベンガル州を例にとつて示した以上のような状況は、程度の差はあるにしても、ザミンダル区域全般に普遍的な現象であり、従つてザミンダル地域の土地所有は、いはゞ領主的な封建的土地所有が次第に純粹の貨幣關係に転化する一方、封建的搾取に基く寄

生地的土地所有が發展するというような形態と類似した性格をもった土地所有形態であると推察される。

一方、英領インドの三分の一を占めるライオットワリ制ではどのようなであつたらうか、イギリスによつておこなわれたライオットワリ制では、旧来の封建領主の土地所有制が打破され、土地を占有していた農民がその土地を所有 (法律上は所有権は国にあるが) することとなった。しかし、彼等は、英政府に課せられる高率の金納地租を支払うかぎりという条件で、その土地を耕作し、又売却、賃貸、贈与し、抵当におく権利を得たのであつて、まさに分割地農民のカリカチュアにすぎなかつた。収穫の四五%から五五%に達する金納地租に苦しむ農民たちは高利貸の絶好の目標となり、農民の土地の売却・モルゲージ権は、農民から土地を奪い去る手段として作用した。<sup>(11)</sup> その上、英政府は、直接間接に高利貸の土地収奪を保護した。かくして、資本主義的發展が阻止されているという条件のもとで、それは必然的に、半封建的な寄生地主的土地所有に發展する。しかも、この場合、封建領主の土地所有が存在せず、歪曲された形態であるが分割地所有であつたことが、寄生地主制の發展にとつては、ザミンダリ制よりもよい条件であり、従つてここではより純粹に寄生地主的土地所有が發展したのである。

このことをライオットワリ地域が、三分の二以上を占めるマドラス州の例で示すと次のようである。第二表はマドラス州での農

第二表<sup>(12)</sup>

年 度	1901	1911	1921	1931
地主	19	28	47	34
小作人	1	4	28	16
農人	484	426	381	390
労働者	151	297	225	129
農業労働者	345	340	317	429

業人口千人当りの各階層の人口比率の変化である。不勞地主及び不勞小作人（又貸による中間地主）が増加していることにたいし（一九二一年から三年にかけての減少は、世界恐慌後、更に少数者へ土地が集中したものと思はれる）自作農が激減していること、更に農業労働者の増加が特徴的である。

第三表は、同州のライオットワリ地域の土地所有状況を示している。この二つの表からだけでも、マドラス州ライオットワリ地域において、次第に土地が少数の地主の手に集中されていったこと、自作農が次第に零細化し、更には土地をもたぬ小作人、農業労働者に転化していったことがうかがわれるであろう。

しかし、この場合もザミンダリ制と同様に資本主義的發展が阻害されていることから、土地を失った農民は債務奴隷的に地主に従属し、封建的収奪をうけざるをえない。たとえば、マドラス州では「現実には、分益制がライオットワリ制の下での最も目立つ特徴となった。占有権をもつ所有者と呼ばれる大ライオットの大部分は、分益小作に耕作をゆだねて都市で、仕事をし職業をもち

第三表<sup>(13)</sup>

registered owner の数(十万)	全体に 対する 比率	所 有 地 面 積(十 万エ ーカー)	所 有 地 率 比	平均所 有(エ ーカー)	
1エーカー以下	16.4	22.8%	9.5	3.4%	0.58
1~3エーカー	39.7	55.1%	104.3	37.4%	2.6
3~9エーカー	11.2	15.6%	75.0	27.2%	6.7
9~12エーカー	2.7	3.8%	28.3	10.2%	10.7
12~18エーカー	1.4	1.9%	23.4	8.3%	16.7
18~50エーカー	0.46	0.6%	16.9	6.2%	42.0
50エーカー以上	0.14	0.2%	18.9	6.9%	134.0

原註 (1) ほぼ 600 万の土地のない小作人および労働者がこれらの土地に依存して働き生計を立てている。

営業した。ライオットワリ・パタダルは彼の土地を一般に一年契約で貸出した。真の耕作者は実際には任意小作 (tenant-at-will) であつた。<sup>(14)</sup>つまりここでは耕作者は土地に対しては何等の権利をもたない年雇の労働者であり、高率の分益地代（前にも示したように、これは労働地代から生産物地代への過渡的な形態と思われ<sup>(15)</sup>）をとりたてられていたのである。その上小作人は地主によって課せられる各種の封建的貢租を支払はねばならなかつたのである。

このような状態はマドラス州に限らずライオットワリ地域に普遍的なものである。

のであって、ここでは、典型的な寄生地主的土地所有が封建的搾取を基盤として発展したということが出来よう。

最後に、イギリスによって直接に統治されなかつた藩王国での土地所有形態を考察しよう。

藩王国はイギリス支配以前にインドの各地に割拠していた封建国家であり、その大半は、東インド会社のインド侵入以来、順次亡ぼされてイギリス領に変わっていったのであり、インド全体の三分の一を占める藩王国が残存したのは専らイギリスの政策転換によるものであった。すなわち、東インド会社の武力によるインド侵略に対して、一八五七年セポイの反乱として知られる民族的叛乱が封建的支配者も含めて爆発し、この情勢に驚いたイギリスは東インド会社を解散し、英政府の直接統治下におくとともに、ヴィクトリヤ女王は次の様にその政策の転換を宣言した。

「われわれは土着諸国の法、名誉および資格を神聖に取扱い、これ以上領土を拡張することを希望しない。——略——われわれの確固たる意図は土地所有制とむすばれたすべての古代法にたいして擁護をあたえることである。<sup>(16)</sup>」

すなわち英政府はここで、「分割して支配せよ」の原則に従つて残つた藩王国の封建的支配者を温存し、これをインド支配の支柱として利用しようとしたのである。

このようにしてイギリスの支配のもとに残された藩王国においては、旧来の封建的土地所有もそのまま残された。すなわち、元

来、藩王国では、封建領主である藩王がその国全体を所有し、それを家臣に封土として与えていた。イギリスに従属してのち、藩王のそのような国土に対する所有権は次第に消滅したが（一部の国では独立まで残つた）、封土を与えられた家臣はそのまま土地所有者として、その土地の全住民を支配することとなった。このような土地所有制は、各藩王国で名称を異にするが（そして若干ニュアンスのちがいはあるが）多くのところではジャギルダリ制と呼ばれていた。（以下叙述の便宜上、藩主国の土地所有制を一括してジャギルダリ制と称することにする）

ジャギルダリ制では、一般に藩王国においては商品経済があまり発展していないという条件に基いて、封建的土地所有の性格が濃厚である。つまり、土地所有者であるジャギルダリは、一般に私有地と、小作地をもち、必要な場合は私有地で農民を強制労働に服させることがゆるぎされていたし、又「農民はジャギルダリの家の婚姻や葬儀の場合には無償で働かねばならなかつた。」<sup>(17)</sup>のである。

ジャギルダリは、農民を無償労働さすだけでなく、更に高率の生産物地代を課し、又様々の名目で封建的貢租をとりたてた。現在のラジャスタン州に含まれるジャイプール、ジュトプールなどの藩王国では、このような貢租の種類が一七五の多きに及ぶといわれ、「それらのなかには、農民が、ホリー、デュセラ、デイワリその他の祭りの度毎に、強制的にジャギルダリに提供せねばならぬ贈物が含まれる。又農家で、ミルクやギー（インドのバター

油)をつくるときはその一部をジャギルダルに提供しなければならなかった。<sup>(19)</sup>のである。又、ジャギルダルは、その土地の全住民を支配し、収奪するのであって、「仕立屋、床屋、大工、その他の専門業者はジャギルダルのために、無償で奉仕せねばならなかった。」<sup>(20)</sup>のである。

かくして、ジャギルダリ制、とくに辺境藩王国におけるジャギルダリ制は封建的土地所有の性格を濃厚にもつものと特徴づけられるであろう。

このように、英領インド、藩王国をとわず、インド全体にわたって、封建的・半封建的土地所有が支配的であり、それがイギリスと結合してインド農民を支配、収奪し、インドの発展をさまたげていたのであった。

註(1) マルクス「インドの状態」マルクスエンゲルス選集第八巻所収

(2) H. D. Malavira, *Land Retorms in India*, p. 46.

(3) *Ibid.* p. 46

(4) ここで *occupancy right* を占有権と訳したがこれは世襲、譲渡、モルゲージの権利からなる権利であつて通常の意味の占有権とは異なる。又、この場合 Sir とか *Khudkash* とか呼ばれるザミンダルの私有地の農民は占有権その他の権利を与えられず従来どおりザミンダルの小作人となつていた。なお、モルゲージとは債務者が土地の権利を一応、債権者に移転し、債務の弁済によつてそれを回復する担保制度である。

(5) Bhowani Sen, *Indian Land System and Land Reform*

s., p. 9. なおこの表は西ベンガルの三分の二以上の区域の調査(政府のおこなつたもの)に基づき、Sen が計算したものであり、従つて、その数は概数である。

(6) cf. Malavira, *op. cit.*, p. 131.

(7) この場合、ザミンダル全部が土地を貸して地代を受取るものになつたわけではない。小土地を所有し、自ら耕作者であるザミンダルも多数存在したと思はれる。例えばウッター・プラデン州では、二百万のザミンダルのうち九五%は二五ルピー以下の地租を支払う小ザミンダルであり、千ルピー以上の地租を支払うものは五千入程、一万ルピー以上を支払う大ザミンダルはほゞ四百人にすぎなかつた。

また、Daniel Thorner (インドにおもむき、インド農村の実態調査をおこなつたアメリカ人研究者)が次のように指摘しているのは興味深い。彼は土地に対する所有権から収入を得ているもの(小作あるいは賃労働をやとうことによつて) *malik* (*proprietor*) とし、これを大不在地主と在村地主の二つに区分されるとするがその場合 *malik* は土地に対する絶対的所有権を有するもの(つまりザミンダル)だけでなく、政府のもとで直接土地を保有するもの(つまりライオットワリ地主)や法によつて譲渡権などをもち *superior tenant* が大地主となつてゐるとしてゐる D. Thonaner, *Agrarian Prospect in India* pp. 3—5

(8) West Bengal, *Independence Anniversary Number*. 1953, p. 131 には、実耕者五十人のうち安楽に生計を維持するに足る土地を保有する農民一人、五エーカー以下の土地保有農民二人、のこりは、分益小作ないしは労働者としてかるうじて生存を維持していると述べてゐる。 quoted from.

Malaviya, op. cit., p 431.

なお、分益小作というのは、いわゆる分益農ではなく、我国の刈分小作のように労働地代から生産物地代への過渡的形態の地代を支払う小作人である。

(9)(10) H. D. Malaviya. op. cit., p 125

(11) 政府は、貸金回収のため農民の土地を売却することを法でみとめ金貸を保護し、又裁判も金貸に有利なようにおこなわれたことを、土地問題研究家 S・J・パテルが次のような徴税官の話を用いて示している。「金貸および借り手に与えられている法的援助は、すべて前者の側に有利であり、後者は全く何の保護も受けていない。——略——我が法廷によって与えられる援助は、すべてこれを自己の利益になるように利用する途を弁えている金貸業者の側にのみ与えられる。それ故に訴訟関係者の地位は両者同一ではない。民事法廷で支持されているのは、借用証書の真の内容を知らずに署名し、決定に対して何等抗弁する力をもたぬ無力のライオットの側ではなく、その相手方たる詐欺的な金貸業者である」(大阪市大経済研究所編「インド経済の諸問題」七〇頁より引用) 又政府が地租未納の土地をとりあげて競売にふしたことを土地の集中を助けた。

(12) V. V. Sayana, Agrarian Problems of Madras Province. quoted from Malaviya p 177.

(13) V. Ramamurthi, Communist Plotlight an the Land Problem. quoted from Malaviya p 178.

(14) H. D. Malaviya, op. cit., p 199

(15) 土地によって異なるが地主のとり分は五〇〜八〇%であり九〇%におよぶ場合もある。

(16) 一八五八年十一月一日のヴィクトリア女王の宣言、ソ同盟科学アカデミー歴史学研究所編「植民地・従属国の歴史」第二巻 三九三頁

(17)(18)(19)(20) H. D. Malaviya, op. cit., p 338.

なお、イギリス支配下のインドでの土地所有制の性格については、更に詳しい分析が必要であるが、それはこの論文の主眼でもなく紙幅もないので省略した。

## (二) 会議派政府の土地改革方針

前節で簡単に示したように、イギリス支配下のインドにおいては、封建的・半封建的土地所有が強固に存在し、インド人口の大半を占める農民が、その収奪のもとで苦しめられており、又インドの資本主義の発展もイギリスの抑圧と共に、封建的・半封建的土地所有のために阻止されていた。従って、農民や労働者はもとより、資本主義の発展を指向する民族ブルジョアジーにとっても、このような封建的・半封建的土地所有は敵対物であり、第二次大戦前には民族解放統一戦線の性格を有していた会議派はしばしば土地所有制度の改革を闘争目標に掲げたのである。そして又、戦後独立前の一九四六年の州議会選挙に際しても会議派(この時は民族ブルジョアジーが主体となっている)は、その選挙宣言で「土地制度の改革とは、農民と州との間に存在する中間地主(Intermediary)の絶滅を意味する、それ故、かゝる中間地主の権利は適当な補償を支払って収用すべきである。——略——進歩的

農業のためにはインドの条件に適合した形式の協同農場が必要である。」と唱えて、土地所有制度改革の基本方針を明らかにしていたのである。

しかし、民族ブルジョアジーが、どのような方向で、かゝる封建的・半封建的土地所有を改革しようとしたかということは、独立後政権についた会議派政府の土地改革に具体的に示されている。こゝでまず、会議派政府が土地改革についてどのような具体的な方針をたてたかという点を、会議派の決議・計画などから探ってみることにする。

独立後初めてニューデリーで開かれた全インド会議派委員会は「政治的独立は達成された。従つて会議派は次の重要な課題、すなわち、真の民主主義を設立すること、および、社会的正義、平等を基礎とする社会を建設することにとりくまねばならぬ」と決議し、具体的にそれを実施する計画を起草するための委員会（ネールを長とする）を任命した。この委員会が翌年一月呈出した報告書において、始めて会議派政府の土地改革にたいする方針が示された。それは次の如く云う。

「耕作者と国家の間に介在するすべての中間地主 (intermediary) は廃除しなければならぬ、すべての中間搾取者 (middleman) は協同組合のような利潤を追求しない機関とかえねばならない—中略—

耕作をしない土地所有者、或いはいかなる場合も耕作権を行使

しなかつた土地所有者の土地の使用権は村落共同体 (village cooperative community) に与えられねばならぬ。—中略—

土地保有の最高限を決定し、最高限をこえる土地は収用され、村落協同組合 (the village co-operative) の使用に委ねるべきである。」<sup>(4)</sup>

この報告ならびに勧告は、一九四八年十二月のジャイプールにおける会議派の五五回大会で一般的に承認されたが、異つた条件にある各州の土地制度を改革するにあつたの統一した、具体的な方針を呈示することが要求され、この任務を果すため会議派農業改革委員会が任命された。委員会はA地域各州を調査した結果土地改革について大要次の様に勧告している。<sup>(5)</sup>

- (1) 中間地主 (Intermediary) を廃止し、耕作農民が土地を保有・利用する。
- (2) 土地を小作させることは、未亡人、年少者、身体障害者をのぞき禁止する。
- (3) 現在土地を保有していない小作は六年間継続して耕作している土地の占有権を得る。地主は自家耕作の場合小作地を回収し得る。
- (4) 小作人は合理的な価格によつて土地を購入する権利を得る、又、土地とりあげ、高率地代、地主による不法な課税は防止する。
- (5) 保有規模を次の基準により三つに分類する。

(a) 経済的保有 相当の生活水準を可能にし少くとも二頭の牛をもつ農家に完全雇用を与えるに足る土地保有（面積は農地条件によって異なる）

(b) 基礎的保有 (a)より小さく、経済的効率の点からみて不適な土地保有

(c) 最適保有 (a)の三倍の土地保有

そして、(c)を最高限度としてそれ以上の土地保有を禁止するとともに、基礎的保有者は協同耕作経営して、その経営規模を拡大させる。

この農業改革委員会の報告、勸告では、一九四六年の選挙宣言に示された基本方針が具体化して述べられており、これによって、会議派の土地改革の構想がほゞ明瞭に示されている。

すなわち会議派政府の土地改革の重点は、まず第一に、「国家と農民の間に介在する中間地主」を廃除することにおかれる。この場合、中間地主というのは、会議派の文献から判断すると、ジャギルダル、ザミンダルおよびそれに付随した地代の中間搾取者のような法定地主を指すものであり、従って、ジャギルダルザミンダルの廃止ということが中心目標となつていと云えるのである。<sup>(6)</sup>

そして、ザミンダリ地域やライオットワリ地域の大地保有者については、土地保有の最高限を決定し、それ以上の保有を禁止するという方策をとらうとしているのであるが、この処置に対す

る比重はあまり重くないものとして示されている。

又、ザミンダルなどの廃止は、土地をもたぬ、ないしは少ししか土地をもたぬ小作人に土地をあたえるということではないのであり、小作人の問題については、小作制度の改革、すなわち、小作料の引下げ、土地とりあげの防止、占有権の賦与などの処置によって（一部の小作人には土地の購入権をあたえるという処置も含まれるが）小作人の耕作権を確立し、収奪を抑制すること、が主眼をなしているのである。更に、この両者とならんで、経営制度の改革、つまり零細保有地の統合、村落共同農場、協同組合などの処置によって、零細経営を大経営にすることがかゝげられる。つまり、会議派政府の土地改革というのは、封建的大土地所有を廃止し、土地をもたぬ農民に土地を与えるということを意味するものではなく、を補償を支払ってザミンダルなどを廃止するということなのであり、それは又、小作制度の改革、農業経営の改革と併置されたものとなされているのであり、この三つの改革が統一的になされることによつて、農業再成編が完成されるとするるのである。<sup>(7)</sup>

この点を更に明確に示したのは第一次五ヶ年計画案である。<sup>(8)</sup> 第一次五ヶ年計画案では、社会正義の実現、経済的平等の実現のために、農地改革立法（ザミンダリ廃止と、小作制度の改革）が必要であり、経済的効用の達成つまり生産増加のためには、農地経営の改革を目的とする農地経営立法が必要であるとされた。

そして、第一次五ヶ年計画では、このような基本的観点のうえにたつて、主としてザミングル廃止後の処置として、つぎのような方策を示している。

- (1) ザミングルの廃止を完全に実施し、それにかわる適当な土地管理機関をつくること。
  - (2) 将来の土地取得の最高限度を定めること。
  - (3) 地代をひきさげ小作権を確立すること。
  - (4) 自家耕作のため地主が土地をとりもどしうる限界を定めること。
  - (5) 小作農が土地の所有者となりうるような措置をとること。
  - (6) 保有地の統合をおしすすめ、これ以上の分散をふせぐため最低限界をさだめること。
  - (7) 自家耕作の土地の限界をこえる余剰地を適当に管理し、土地のない農業労働者に入植させるために立法措置をとること。
  - (8) 協同農耕組織を奨励すること。
  - (9) 村落議会 (panchayat) に権限を与え、協同的な村の運営を促進すること。
  - (10) 各州ごとに個人の土地保有の絶対的限界をさだめること。
- 1) 中央政府に土地改革のための機関を設けること。  
かくして、ここでは、農業経営の改革が最も前面に押出されている。そしてこのことは会議派のつぎのような考え方に立脚している。つまり、現在の国民経済の発展にとって、農業生産の増大

が必要であり、そのためには、インド農業の発展を阻害している零細経営をなくさねばならない、経営単位が現在以上大きくならなければ農業は発展することは出来ない。従つて社会正義の実現（土地改革）は経済的効用の達成と調和しなければならぬ。というのが会議派政府の農業問題に対する基本的な考え方なのであり、こゝから、前記のような三方面による改革によって農業再編成をはかるといふ方策が生ずるのであり、又「土地改革を徹底させることは増産目的を阻害するおそれがあるとして警戒」<sup>(9)</sup>して、土地のないあるいは少ししか土地をもたぬ農民に土地を分配し所有させることを拒否して、土地をあたえぬまゝに共同耕作、集団入植などの手段によつて、つまり経営規模の問題として提起するといふ方針が生じているのである。

かくして、会議派の方針では、社会正義、経済的効用という抽象的なスローガンを掲げて、そこから出発しているのであって、そのことによつて農村の現実の階級関係に目を覆い、農村のどのような階級から土地を奪つて、どのような階級に土地を分配するかという問題を提起することなく、Intermediary. などというあいまいな概念でこれをぼやかしているのである。このことはもちろん自ら搾取するものとしても民族ブルジョアジーの階級的性格に由来するものであろう。

だが、更に重要なのは、会議派の土地改革が民族ブルジョアジーの意向を示しているということである。

こゝで云うまでもなく、インドのような植民地的農業国を工業化するためには、農村における封建的土地所有をなくすことが前提条件である。これなしでは、停滞し、破滅している農業の生産力を解放し、農業生産を発展させることも、国内市場をひらくことも、工業化のための資金の蓄積も不可能であるからである。だが、インドの民族ブルジョアジーは、この課題を革命的な土地改革をおこなうことによって、つまり、労働者階級が指導する中国政府のように、封建的地主階級から、土地・農具などの生産手段を没収して、雇農・貧農にこれをあたえるということによって、封建的土地所有制と封建的搾取を一掃し、農業生産力を解放して、工業化の前提条件をつくるというやり方を、とうとうはしなかつた（出来なかつた）。そしてその代りに、彼等は、この課題を、土地を農民にあたえないで、解決しようとした。つまり、最も封建的な地主は、補償を支払って、その封建的特権を絶滅する、半封建的寄生地主は土地保有の最高限を定め封建的搾取を禁止することによって、資本主義的土地所有に転化させる。又、富裕な農民の耕作地主化を促進する。貧農、土地をもたぬ農民は、共同協営の名の下に、地主、富農の支配下の大経営農場の労働力供給源とするというコース、つまり、封建勢力との妥協を含みながらも封建制に対していわばなしくずしのブルジョアの改革をほどこすというコースを民族ブルジョアジーは考え、それが土地改革の具体的方針となって示されているのではないかと思われる。

土地改革の具体的な実状を分析することによってこの点を更に考察してみることにする。

註(1) 例えば、フアイズプールの会議派の五十回大会で採択された農業綱領では、

「この問題（農業問題）の最終的解決はイギリス帝国主義の搾取を絶滅すること、時代おくれな抑圧的な土地所有、地租制度を根本的に変革することを意味する」と述べ、それに至る過渡的な処置をなしている。

cf. Sitaranayya, *The History of the Indian National Congress*, vol II.

(2) H. D. Malaviya, op. cit. p. 75.

(3) H. D. Malaviya, op. cit., p. 78.

(4) The Report of the Economic Programme Committee, quoted Molaviya, *ibid*, p. 79

(5) cf. Malaviya, *ibid*, pp85—88. 深沢八郎「インドの農地改革」(『農業総合研究』所収)

(6) たとえば、前記農業改革委員会の任務の一つは「ザミンダリ制廃止の結果生ずる農業改革について調査し勧告をすることである。又会議派の一九五一年の選挙宣言では「最初のそして重要な段階は、時代おくれの土地所有制の重荷から土地を解放することである。ザミンダル、ジャギルダル等の廃止は急速になしとげられる筈である。」と述べられている。

したがって Intermediary のなかには、ライオットワリ地域の地主のような地主、土地の又貸し人などは含まれない。

(7) 栗本弘「インドの土地改革」エカフエ通信 第一〇五号 参照

(8) 第一次五カ年計画については、インド政府発行 The First Five Year Plan 1953。

(9) 栗本弘 前提論文 三四頁

### (三) 土地改革の実状

会議派政府は、さいきん、土地改革について、若干の州においては更に廃止措置を行う必要があるが、しかし、第一次五ヶ年計画の期間中に「中間地主は、ほとんど完全に廃止された」と述べた。<sup>(1)</sup>

前にも述べたように、インドでは、土地改革についての現実的な処置は各州に委ねられており、中央政府は一般的な方針を示したり、改革についての勧告をするという役割を果している。従って、土地改革の進行状況は各州まちまちであって、独立後直ちに土地改革立法——ザミンダル廃止のための立法——に着手した州もあり、又、第一次五ヶ年計画が開始されてから、始めて立法に着手した州もあるといった状態である。がしかし、それらの不均衡はあったが、計画年度前に、マドハヤ・プラデシ、マドラス、ビハール、ハイデラバードの四州でザミンダル廃止法が制定されたのを始めとして、計画年度中（一九五一年～五六年）にほとんどすべての州でザミンダルなどを廃止するための法律が制定、施行され、かくしてライオットワリ地域を除く地域において土地所有制度の改革がなされた。<sup>(2)</sup> 又、ザミンダル廃止法にもなつて、小作制度改革の立法が同時期にほとんどの州でなされている。さ

きに述べたように、この二つの改革が、会議派政府にあっては、社会正義の実現——つまり社会的関係の変革——として提示されているのであるから、以下、ザミンダル廃止法と小作改革立法の結果、どのような変革がもたらされたかを、さきに述べた三つの土地所有制について、各州の改革を総合して述べることにする。<sup>(3)</sup>

まづ藩王国で支配的な、封建的大土地所有制であるジャギルダリ制における改革は大体次の様におこなわれた。

これらの州においては、ジャギルダルが猛烈に土地改革に反対し、違憲訴訟の提起という合法的手段や、極端な場合には武力で改革に反対し、又、村を焼払ったり、農民を打殺したり、焼き殺したりすることによって反対した。このような反抗と、それに加えて、土地台帳や登記簿さえ存在しないような条件のため、これらの州の改革は時期的にはおそく、ジャギルダリ廃止立法の制定は、五二～三年頃であり、それに基いて、今なお実行段階にあるところもある。がしかしこのジャギルダリ廃止法の適用によって、ジャギルダルは、それ迄所有していた土地、森林、漁場、井戸などの灌漑設備、鉦山などに対する一切の権利を州に収用された。但しジャギルダルはシル、クッドカスト (Sir, Kbudkash) と呼ばれる私有地を自家耕作地として所有すること或いは或限度まで乃至は無制限に、土地を小作人からとりあげて自家耕作地とすることがゆるされた。<sup>(4)</sup> この限度は州によって異なるが、一般に一〇〇エーカー以上の大土地であった。又、ジャギルダルは収用され

た土地その他について、補償をうけた。補償額は各州によって、又ジャギルダルのそれ迄の所得によって異なるが、大体年純収入の四倍〜十倍である。

一方、これらの州では、ジャギルダルの自家耕作地以外の土地を直接かりていた小作人はその土地の占有権を与えられた。つまり今迄保有していた土地を今迄通りの地代を支払って州から貸りているのであるが、耕作権は確立し、さらに又、その土地の譲渡権、モルゲージ権などを有するようになったのである。

自家耕作地の小作人や又借り小作人については殆んど規定がない。若干の州で自家耕作地の小作人の保有地のとりあげが制限されていることと、<sup>(5)</sup>最高地代が定められたことによって、小作料が制限されることが主たる変化であるにすぎない。

これらの州のなかでペプス州では、特殊な条件のもとにおいてではあるが、かなり徹底した改革法を制定した。この州は、パテイーラ、ファリコート、ナラガール、カプールタラなどいくつかの藩王国から構成されているが、いづれも（とくに前三者に著るしいが）藩王やその一族家臣が国土に対する超所有権（superior ownership rights）をもっていた。州成立後ファリコート、およびナラガールの藩王は、自己の私有地に関しては絶対的な所有権を与えられたが、超所有権は無償で州に収用され、その他のところでも廃止法により地租の五倍という低い補償額で収用され、又ビスウェダルと呼ばれる封建的土地所有者の所有地も、一〇乃至

三〇エーカーまでの土地から小作人をおいたてゝ自家耕作地とする以外は、補償とひきかえに州に収用された。州に収用されていた土地を保有するものはパーマネント・テナントとなり、補償を支払うことによってその土地の所有者になることが出来る。補償はパーマネント・テナントの場合は地租の九〇倍、乃至一エーカー二〇〇ルピーであり、六ヶ年賦で支払うことが出来、最初の年賦払で所有権が得られる。又すでにオキュパンシー・テナントであるのは、補償は地租の十二倍である。パトマネント・テナントの年賦払額は、収穫物の四分の一の生産物地代より安い。従って大半の小作人は今迄の地代より安いか又はほぼ同額の金で土地を所有することが出来るわけである。従ってこの場合は、有償ではあるが地代よりも安い価格で小作人はその保有地の所有者となれたわけであり、所有地もほぼ平均化されている。<sup>(6)</sup>

ザミンダル地域の改革もこれと類似している。ザミンダル地域においては、まずザミンダル廃止立法によって、ザミンダルおよびそれに附随した中間搾取者の耕地、森地、荒地、灌漑設備、鉱山などに対するすべての権利は州に収用され、その代償として補償が支払われた。補償額は年純収入の二倍乃至二〇倍であり、多くの州ではザミンダルを階層別に区分し、小ザミンダルに倍率を高くし、漸次その階層別に倍率を低くするというやり方をとっている。

ザミンダルの私有地（Sir, Kahudkast）は或限度まで収用の対

象とはならない、つまり、ザミンダルは、大体三〇エーカー（土地のやせたところでは六〇エーカー）までの自家耕作地は所有をゆるされ、自家耕作地をもたぬ、或いは所有していても、この面積以下であるザミンダルは、この範囲内の土地から賃借小作人（占有権のある小作人でも）を追立てて自家耕作地とすることがみとめられた。又西ベンガル州のように、ザミンダルが自家耕作地をもつ以外に茶園、果樹園、漁場、手工業場などの所有がゆるされた例もある。この自家耕作地の小作人は、又借り小作人として扱われ、地主の土地とりあげに対して、多くの州では保護されていないが、例外的に保護されているのはウッター・プラデシ州で、五ヶ年間耕作権が保証されているのと、デリー州でザミンダルの土地とりもどし権をみとめていないなどの事例がある。

州に収用された土地の保有者のうち、ザミンダルの土地を直接占有していたものは、(一)に示したベンガル州の例ではライオット)ザミンダルが廃止されたことによって、法的には州の小作人に変った。かくて彼等は地代の未払の場合以外は土地をとりあげられないが、しかし、彼らはイギリス支配下であって、耕作権を確立し、譲渡権、モルゲージ権などをもっていたものであり、その点は州の小作人に変ったということによっての変化はないと思われる。このうち、若干の州では、これらの土地保有者が土地所有者となれる途を開いたことが注目される。このことをウッター・プラデシ州の例によって示そう。ウッター・プラデシ州ザミン

ダル廃止・土地改革法では、小作人をブーミダル、シルダル、アザミ、アドバシの四種に区分した、このうち、前二者は占有権をもつ小作人であって、その内、土地の売買権をもっているような特権的小作人（法律上は小作人であるが実質上は中間地主）はブーミダルとなり、<sup>(7)</sup>その他はシルダルになった。そしてシルダルは地代の十倍（年賦払の場合一二倍）を支払うことによってブーミダルとなることができた。そしてブーミダルは、いかなる場合にも保有地から追立てられず、保有地の譲渡、相続権を得、又農業以外の目的で保有地使用することもみとめられ、州に対しては今迄の地代の半額を支払えばよいこととなった。かくて、シルダルは小作料の十倍を支払うことによって所有権をうる事が出来たのである。

ところで、現実の土地耕作者は、まえにも述べたように、又貸り小作、分益小作、季節雇労働者などが主なのであるが、これらの農民はこの土地改革ではあまり恩恵を蒙らない。多くの州では、彼等には何の権利も与えられない。彼等についての改革は、地代の最高限をきめたことによって地代が軽減されることだけにとどまっている。たゞし、この場合も、若干の州では、又貸り小作人にも土地の所有権を購入出来る権利を与えている。たとえば、同じくウッター・プラデシ州がそうである。ウッター・プラデシ州では、ザミンダリ廃止・土地改革法で原則的に土地の又貸しを禁止している。が過渡的な処置として、ザミンダルの自家耕作地の

小作人、又貸り小作人をアジバジと規定し、今後五ヶ年間耕作権を保証し、更にその後、小作料の一五倍を支払うことによつて、占有地のブーミダル権をえられるものとする。又マドハヤ・ブラート州では、又貸り小作がザミンダリ廃止法施行六ヶ月以内に小作料の一五倍を支払うことによつて、プカ・テナント（事実上の土地所有者）と宣言されることが規定されている。この場合、分益小作、任意小作は、又借り小作人には入らないものと解される。最後にライオットワリ地域の改革をみてみよう。

会議派の土地改革方針で示されるように、この寄生地主的土地所有は会議派の今迄の土地所有制の改革の対象となつていない。従つてこゝでは小作立法によつて変革がもたらされることにならるが、現実にはライオットワリ地域では、マドハヤ・プラデシ州のライオットワリ地域とボンベイ州ライオットワリ地域以外には何等の法律も制定されてない現状である。そのうちボンベイ州の小作・農地法は最も進歩的な立法といわれている。すなわち、この法では、他人に属する土地を耕作するものは賃労働者をのぞきすべて小作人とし、十年間の耕作権を与えると共に、現物地代および労働地代を貨幣地代に改めることを規定し、又地主が小作人に課税することを禁止した。（以上のことを地主が犯した場合罰金刑に処せられる）<sup>(7)</sup>又保護小作（protected tenant）<sup>(8)</sup>は、購入される者の所有地が購入したことによつて五〇エーカー以下にならない場合は、土地法廷によつて決定された時価によつて、土地

を購入し得るとされたのである。

以上述べた、三つの土地所有制の変革をさらにもう一度要約すると次のようになる。

ジャギルダリ制（其の他種々の名称をもつ封建的土地所有制）での変革はジャギルダリ其の他の封建的土地所有者の土地などに對する権利が、多額の補償とひきかえに、州に収用され、彼等は今迄の私有地を自家耕作地としてもつ、或は賃借小作人を追出して自家耕作地（限度がある州と無制限のところとある）をもつ地主となつたこと、直接ジャギルダリのもとで土地を占有していた農民が州の所有地の保有者となつたことである。

ザミンダリ制の変革も、大半の州ではザミンダリの自家耕作地が三〇エーカー程度である以外は、ジャギルダリ制の変革と同様であるが、最も変革の進んだ若干の州では、小作人または又借り小作人（これは法的カテゴリーであつて、實質的に耕作者であることを必ずしも意味しない）は所有権が購入出来る途が開かれ、又、所有地の又貸しが禁止されてることによつて、封建的搾取の途は止ざされている。

ライオットワリ制では、大半の州では、改革は行われず、従つて、半封建的寄生地主制はそのまゝ残された。しかし、ボンベイ州のように進んだ州では、半封建的寄生地主的土地所有そのものの改革はおこなわれていないが、一部の小作人の富裕な層に土地所有者となれる途をひらき、又、小作人に対する半封建的搾取を

禁止し、その基盤を失わせる（耕作権の保障によって）処置がとられてゐるのは注意を要する。

以上のことから、会議派の土地改革の結果は次のような変化をもたらしものと思われる。

まず第一に、ジャギルダルやザミンダルなどの封建的土地所有者は、その封建的特権を失つたが、その代償として多額の補償を受取つた。このことは、今後何ヶ年分かの地代を州を通じて間接的に受取るということを意味する。<sup>(9)</sup>さらに、彼等は自家耕作地として、現在のインドの農業生産力では、自営に必要な耕地の何倍何十倍に当る土地を所有することをゆるされてゐる。

第二に、ライオットワリ地域の大地保有者、ザミンダリ地域の大地保有者（ともに寄生地主的土地所有者ないしは富農的地主であると思われる）については、現在のところその土地保有については何等の処置もなされてゐない。これは会議派の土地改革では、土地保有の最高限を決定し、それ以上の土地保有を禁止するという処置によって対処される筈であるが、その場合の補償の問題から実現されずに居る。<sup>(10)</sup>又、若干の州で土地の購入権が規定されたことは、これらの大地保有者が土地の所有者となることを意味すると思われる。

第三に、耕作農民の大多数を占める土地を保有しない（少ししか保有しない）農民に対しては、土地は与えられない。が封建的搾取を抑制する処置がとられ、又とられようとしてゐる。

かくて、この改革が、耕作農民の利益よりも、むしろ、地主、富農の利益を重視した改革であると云えるのであるが、更に、これが、封建的土地所有の改革という点で、如何なる意義を有するものであるかを節を改めて、考察してみよう。

註(1) Government of India, The Second Five Year Plan, p 180

(2) 参考のため、ザミンタル廃止法、ジャギルダル廃止法の施行された年を次に示すことにする。

○ザミンタル廃止法

四八年——マドラス（現アンドラ州を含む）

五〇年——ウッター・プラデシ、マドハヤ・プラデシ、マ

イソール

五一年——アツサム、オリッサ、マドハヤ・プラト、パ

ンジャーブ、サウラシュトラ

五三年——西ベンガル、デリー、ビハール

○ジャギルダリ廃止法

四八年——カシユミール

四九年——ハイデラバード

五一年——マドハヤ・プラト、サウラシュトラ

五二年——ラジャスタン、ヴァインドヤ・プラデシ

五三年——ボパール、ボンベイ、ヒマチャル・プラデシ

なお、州名は再編制前の州名であつて、現在の州名とは異つてゐる。

(3) 以下に述べる土地改革についての資料は Malabiya, Land Reform in India; Bhowani Sen, Indian Land System and Land Reforms.; G. D. Patel, The Indian

Land Problem and Legislation による。

(4) インド・センサスでは自家耕作地を「一年以上、小作人又がり小作人に貸し出された土地以外の所有地」と規定している。従って、分益小作などの耕す土地は自家耕作地である。又ウッタープラデシ州の委員会報告書では農業労働者をやとつて農業経営をするものは土地の耕作者とみなすべきであるといっている。自家耕作についてのそのような考え方は注目を要する。

(5) ラジャスタン、ハイデラバード、ヒマチャル・プラデシでは、地主が自家耕作のため土地をとりあげる場合、最小区域は小作人が保有し得る。

(6) 但し Thorner によれば、ペプス州は小作人からの土地とりあげが最もはげしかつたところとして示されているのであり、この法がどれだけ作用したかは疑問である。又カシミール州では、パキスタンとの帰属をめぐつて争われたためか、もつと徹底した改革がなされている。

(7) ザミンダルも自家耕作地に関してプーミダルである。これら中間地主のプーミダルは小作人からプーミダルになったものとは異り、今迄の地租を支払えばよいだけである。

(8) 一九三九年のボンベイ小作法によつて、それ迄六年間けいぞくして土地を占有していたものを保護小作とし、保護小作は地主の自家耕作と地代未払の場合以外は土地から追立られず、又地代以外の封建的課税は禁止されるとしている。但し「この条項は分益小作には適用されなす」(K. Mukerji, Land Reform, p55,)

又、G・D・パテルによれば保護小作の数は約一三九万五千であり一九五〇年までに土地を購入したものの数は約一万で

II ザミンダル地域

(A part' A' states)

州名	補償額	地租・地代比率 (%)
マドラス	15.5	1.0 6.45
ウッター・プラデシ	140.0	7.0 5.0
ビハール	150.0	5.5 4.33
マドハヤ・プラデン (合併地域を除く)	68.5	2.75 4.0
西ベンガル	25.5	1.4 5.6
オリッサ	10.5	0.67 6.7
アッサム	5.0	0.2 4.0
合計	414.0	19.52 4.71

(Malaviya, op. cit., p 434)

I ジャギルダル地域

州名	補償額 (単位十萬ルピー)	地租地代
ヤマール	0	7
カシユミール	—	100
ラジャスタン	—	100
マドハヤ・プラート	387	15
ハイデラバート	1800	350
サウラシュトラ	217	300
ボンベイ	112 $\frac{1}{3}$	47
ボパール	35~45	8~10
ヴァインドヤ・プラデシ	199	26
合計	2760	582

(G. D. Patel, op. cit., p 390)

(9) ある。ジャギルダリ、ザミンダリに与えられる補償と、廃止後の州の地租地代額を対比して示すと次のようになる。

(10) cf. Gov. of India, Second Five Year Plan,

(四) 土地改革の意義

会議派の土地改革の性格を考察するために、土地問題についての会議派の考え方もっと明かにしてみよう。この考え方は、前に示したように、会議派の土地改革の方針からも推察出来るものであるが、更に明白には、国民会議派経済政治調査部書記マラビヤの見解に示される。マラビヤは、経済政治調査部による土地改革の調査に基づいて書いた「インドの土地改革」でインド各州の土地改革を実証的に叙述したのち、大要次のように述べる<sup>(1)</sup>。

会議派は早くより土地問題がインド経済問題の基本的な問題であり、これの解決なくしてインドの将来の発展はありえないことを認識していた。その解決のため、会議派は基本的には耕作農民が土地所有者となることとした、つまり会議派の基本的な態度は「Krishanah Prithvipati」すなわち耕作者は土地の所有者であるということである。このことは階級としての地主を絶滅し、封建的土地所有を農民的土地所有に変革することによって実現される。封建的土地関係はインド経済の発展を阻害し、大地主は一切の反動的なものの最大の支持者であるからである。これなくしてはインドの生産力の発展はありえない。

土地改革は現在進行中であって最後の結論をまだ出す段階ではなく、又この書は土地改革の評価をするのが目的ではない。し

かし、中間地主の廃止とそれともなう所有関係の変化は、封建的関係の一掃を目指しており、それは中国の土地改革とはちがって、平和的な、非暴力的な民主的なやり方で行われているため、即時に目に見えた効果を生まず、長期のものとなるが、基本的な目標は達成されるものである。そして「人口と土地の関係が好ましくなく、土地に対する人の割合、農業人口の調密さが増大しているインドのような国においては、小作人に貸出されている小さな(経営)単位の土地を大きく統合した、大経営をなくすことは、疑いもなく、耕作者の収入を増加させ、生活水準を引きあげ、かくして、耕作者の力量と投資意を増加させることによって農業生産力を増加させることになるであろう。がしかし、このことは、小さな保有者を拡大しようとするものではなく、平均農業経営規模は小さく、非経済的保有地は尚農業においてひきつゞき支配的になるであろう。」<sup>(2)</sup>従って、インド経済の発展のためには、封建的土地関係を絶滅するだけでなく、農業経営規模の拡大という必要があるのである。

イギリス支配下において、会議派はイギリス支配者に対して解放のための闘いを英雄的に遂行した。独立を達成した現在、会議派はそこから一步発展して、福祉国家という目標を達成するため努力している。「この目標の達成は、我国においては、土地制度と密接に結合している。目標の達成のためには、我々は、活力あるエネルギー源、すなわち、人民の心に訴えねばならぬ。人民

が、我国の必要に、応じて、効果的な努力をなすようにすることが必要である。このため、我々は、効果的な活動に必要な、犠牲損害の危険、尽力を人民の心に訴えねばならぬ。そしてこの効果的な努力は、全般的な勇敢な政策を推進することによって創造的な力となるであろう。インドの土地改革は、この見地から評価されねばならない。」<sup>(3)</sup>

つまり、封建的大土地所有制は、インド経済の発展にとっても、又民主的発展にとっても、最も阻害的なものであるから、これを絶滅して耕作農民に土地を所有させる必要がある。がしかしこれだけでは零細経営の問題を解決出来ないから農業経営規模を拡大するということも又必要である。というのである。そしてこの場合特徴的なのは、封建的土地所有の絶滅と農民への土地分配ということが、経営規模の拡大と絶対的に対立するもののように説かれていることである。従って、その場合の現実の方策は、封建的大土地所有を絶滅して、とくに貧農・雇農に土地を無償で与え、独立自営農民をつくり出し、その独立自営農民の自発的意思によって協同組合による社会主義的集団化をなすとげるといふ中国の方向とは全く異ったものとして呈示される。すなわち、前に述べたように、会議派政府の改革方針としては、封建的土地所有の改革と零細経営の統合をいはゞ同時におこなうというやり方となり、従って、中国の場合、基本的な土地改革の方針である貧農・雇農に土地を与えるということが、インドでは、ネグラれて

しまい、そのような具体的な、階級的スローガンに対して「社会正義」「経済的效果」という観念的スローガンを掲げることになるのである。そして、そのことが、あたかも、階級的内容を含まないもの、階級をこえた全国民の利益になるようなものとして示されている。このことは勿論、現実の諸階級間の矛盾をとらえず現実の階級闘争の存在に目をおおわせるものであって、ギマン的な乃至は幻想的な理論であり、スローガンである。がしかし、このギマン的な、乃至は幻想的なものなかに、会議派の、民族ブルジョアジーの現実的な要求が含まれていることをみのがすことはできない。それは、会議派政府のおこなった土地改革（とくに徹底して行われた地域の土地改革）のなかに示されていると思われる。

さきに示したように、土地所有形態は、藩王国、ザミンダリ制ライオットワリ制において、若干の相違がある。すなわち、藩王国においては、封建的土地所有の性格をもつ、ジャギルダリ制が強固に存在している。ライオットワリ制では、分割地所有の破滅において形成される半封建的寄生地主的土地所有の性格をもつ土地所有が普遍している。そして、ザミンダリ制では、いわばその中間の形態として、封建的土地所有が次第に名目的なものとなり、そのなかで寄生地主的土地所有が発展したというような土地所有（保有）形態が支配的なのである。

会議派の土地改革によって、ジャギルダルおよびザミンダルト

いう封建的土地所有者の封建的特権は有償であるが収用された。

そしてそれに代って藩王国では、ジャギルダルの土地所有と、農民の土地占有（耕作権を確保し譲渡・モルグージ権をもつ）の二者が表れた。ジャギルダルの所有土地が大きく、又、封建的搾取が抑制されているという条件のもとで、このことは、ジャギルダルなどの封建的土地所有者が、地主経営から、資本主義的経営へと発展する道を開くことを意味するものであろう。そして農民の土地占有、とくに土地譲渡権をえたことは、農民の農村ブルジョアジーとプロレタリアへの階級分化を促進するものと思われる。<sup>(4)</sup>

ザミンダリ地域においては、封建的な土地所有者であるが、商品経済の発展により、名目的な所有者となったザミンダルに対する処置はジャギルダルのそれと同じである。従ってザミンダルも亦資本主義的地主経営へ進む途を開かれたと思われる。この場合より徹底した改革がなされた州、たとえばU・Pで土地の又貸しが禁止されていることなどはこの過程をより促進するであろう。又ザミンダル地域において発展した寄生地主的所有（保有）者、富農については、封建的搾取を抑制ないし、禁止し、又土地の購入権を与えることによって、資本主義的地主へ転換させようとするものと思われる。（この場合、保有土地の制限は転換によりよい条件となるであろう）

一方、実際の耕作者である土地をもたぬ（少ししかもたぬ）農民は、土地をあたえられずに、次第に封建的地主の小作人から、

資本主義的経営の農業プロレタリアートへ、又は工業化の進展に伴い工業プロレタリアートへ転化するものと思われ、又土地改革<sup>(5)</sup>によって土地をとりあげられた小作人や、又貸しを禁止された場合の又貸り小作人、更に小土地保有農民（占有権を得た場合はより一層）も次第にこの途を辿るものと思われる。

又、土地改革のなされていないライオットワリ地域でも、ボンベイ州に見られるように会議派政府は次のことを意図すると察せられる。すなわち労働地代、生産物地代を貨幣地代とする封建的課税を禁止するなどの処置によって封建的搾取方法を抑制・禁止し、又出来れば保有地を制限することによって、半封建的寄生地主を資本主義的地主へ転換させること、一部の富農に土地の購入権を与えることによって、資本主義的農業経営者への途を開くことである。そして多数の土地をもたぬ農民、小土地保有農民は、漸次、農業ないし工業プロレタリアートへ転換するものと思われる。

このように、会議派政府の土地改革は、まず封建的土地所有を廃してそれを地主経営の道によってブルジョア化し、寄生地主的土地所有を、資本主義化する条件を与えることによって、ブルジョア化するコースをめざしているものと云うことが出来よう。<sup>(6)</sup>そして、このことはさらに一部の富農のブルジョア化の道であると同時に、多数の農民のプロレタリア化の道でもあるであろう。

かくして、会議派の土地改革は、インドにおいて自らの主導の

もとに資本主義をつくり出そうとしている民族ブルジョアジーによる、農業ブルジョア化のための改革であると云うことができよう。<sup>(7)</sup>そしてそれがいかに封建的地主に有利な改革であっても、農村におけるブルジョアの変革はインドにおいては十分に進歩的な意義を有する。

すなわち、さきに述べたように、植民地インドの基本的な矛盾はイギリス帝国主義及びそれにむすびついた封建勢力とインド全人民との間に存した。そしてイギリスからの政治的独立を達成した現在では、インド国内での基本的な階級対立は封建的、半封建的地主と民族ブルジョアジー、労働者、農民、その他の全人民の対立であり、従って、封建的土地所有の絶滅、封建勢力の根絶ということが、インド全人民の基本的目標なのである。民族ブルジョアジーは、インドにおける資本主義の発展というみづからの要求に基づいてではあるが、下からの力にゆりうごかされて封建勢力と闘いつつ（妥協はしたが）自らのヘゲモニーのもとに封建的土地所有を改革し資本主義化しようとしている。<sup>(8)</sup>このことは、封建勢力が弱体化から絶滅へという道を進むという意味でも、又多数の農民が封建的搾取・支配から解放されるという意味でも進歩的であるだけではない。インドのような国においては、経済的自立のための工業化は、農業のブルジョアの変革なくしてはあり得ないという意味でとくに進歩的なのである。

がしかし、会議派政府の土地改革がこのように進歩的な意義を

有するということは、会議派のいうように土地改革が全人民の、農民全体の利益のためなされているということをも、決して意味するものではない。

周知のごとく、封建的・半封建的土地所有を徹廃し、農業を資本主義化するには二つの道が存在する。すなわち地主的農業改革の道と、農民的農業改革の道である。そして植民地・半植民地においては農民的農業改革の道は、中国のように社会主義的協同化への道として表れた。これとまさに対称的にインド民族ブルジョアジーは地主的農業改革の道をえらんだのである。そして、このインドの道は、土地をもたない（少ししかもたない）多数の農民の犠牲のうえに、又賃借小作人からの土地とりあげなどの収奪を基盤とした農業のブルジョア化なのである。<sup>(9)</sup>こゝに会議派政府の、民族ブルジョアジーの進歩性の限界が示されているものと云うことができるであらう。

註(1) 次の要約は、引用部分をのぞき、マラビヤの著の第二十章結論の部分から筆者が構成したものである。従ってマラビヤの叙述する順序とは必ずしも一致していない。

(2) Malaviya, op. cit., p. 427.

(3) Ibid, p. 461.

(4) 州によつては占有小作人に土地の売却権が与えられぬところがあるが、モルゲージの権利は必ず与えられている、この場合は農民の土地売却を阻止することにならずかえつて劣悪な条件で土地を手放さざるを得ないことを意味する。二、

(一)、註(4)参照

(5) 土地のない農民は、(一)で示したように分益小作となるほか、季節雇の労働者になった。そして、最近とくに、季節雇であるが賃金労働者が増加し、「農業労働者の賃金は主として労働時間によって現金で支払われている」(B. Romamuri, *Agricultural Labour*, p. 16). と云われる。尤もその賃金は工業労働者のほぼ半分位の低賃金である。

(6) インド共産党はこれに対して、次のような当面の目標を掲げる。

○大地主への補償金支払いの延期

○緊急な土地改革の即時実行

○土地保有最高限界の即時決定、および余剰土地の農業労働者と農民への無償分配

○すべての政府所有可耕荒地の農業労働者と農民への無償分配

○土地改革実施のための農業労働者と農民の委員会の設置  
又、基本的な目標としては土地を農民へ無償で分配する農業改革であるとしている。

(7) 以上述べた土地改革の分析は会議派政府の意図することを中心にして考察した。しかしながら、現実には種々の反対要因が作用して、会議派政府の意図どおりには改革は進行していないようである。土地改革が現実によりのような変革を農村にもたらしたかについての資料は少ないが、インド農村を実際にめぐってしらべたとする Thorne によれば、アサム、ビハール、ヒマチャル・プラデン、マドハヤ・プラート、マイソール、オリッサ、ラジャスタン、トラヴァンコール・コチン、ヴェイソドヤ・プラデシ、西ベンガルの諸州はほとんど変革されていないのである。但し、一部の州で会議派の意図する

変革がおこなわれているところもある。例えば Thorne はウッター・プラデン州について次のように記述している。「今や、大ザミンダルが廃除されたので在村ザミンダルや大小作人が彼等の地位にとつて代つた」彼等は「戦時中の条件と戦後の食物不足(一九四六―五三)の時に、土地を他人に賃貸し又貸しするよりは直接に耕作した方がもうかることを発見した。彼等は以前の小作人や分益小作を解雇し、彼等を再び労働者としてやとつた。彼等は略―砂糖きびを栽培することによって財をなした。」彼等は在村してこのような形式で農業経営を行うが、法律とくに土地改革法に明く、いろいろなところへ顔もきいている。そして「彼等はインド国民会議派の党員の核心をなしている」(D. Thorne, *op. cit.*, p. 49-50)

(8) 第二次大戦後、全インド農民組合を中心として、小作料引下げ闘争などの形をとる農民の反地主闘争が各地におこつた。そして農民運動は各地域で非常に不均衡であつたが、農民運動の強力なところでは地主制の打倒という尖鋭なかたちをとつた。たとえば有名なハイデラバード藩主国のテレンガナ地域では、二五〇〇の農村で、土地のない農民などに一〇万エーカーの土地が無償分配され、地主や高利貸に対する農民の債務は張消しにされ、さらに裁判所・警察までも人民の手で作るといふ革命的な運動が展開されたほどであつた。このような尖鋭の闘争は限られた一部地区のみの出来事であり、会議派政府は武力でこれを鎮圧したが、同時に農民の反封建の風潮の尖鋭化をおさえ、且つこれに乗じて、土地改革をおこなつたのである。たとえば、前記のハイデラバード地域では武力鎮圧を開始すると同時に農地改革委員会を任命して土地改革法案の作製の任につかせ、翌四九年八月には早く

も法を施行しているのである。このように農民運動（とくにその力が強いところでは）の力が会議派をして土地改革を行わせた一つの要因として作用したのである。

なお、ハイデラバードについて、マラビヤが「農民暴動によつて、土地不足と農民の貧困の問題を解決しようとする共産主義者の戦術が、納得と平和的合法的手段によつて目標を達成しようとするガンジー主義のやり方が相対立した」ところとして注目されると述べていることは興味深い。

(9) このようなことを前提として考えた場合、村落共同体ないしは協同組合によつて、中・小経営を協同化するという協同農場は、会議派のいうように社会主義へ進むインド独自の道ではなくて、むしろ、資本主義的農業経営者が、中・貧農の土地を統合して、彼等を使って資本主義的経営をする可能性の方が強いように思われる。

### 三、結語に代えて

昨年、ソヴェトの経済学者ルビンシュタインが、二十回党大会以後の自己批判を基盤として、インドの発展の道について新しい問題提起をし、それに対してインド共産党書記長アジョイ・ゴーシュが批判するという形で、国際的に論争がおこなわれた。

まず、ルビンシュタインは、新時代誌に「後進諸国の非資本主義発展の道」と題する論文を発表し、その中でアジア・アフリカで近年政治的独立をかちとった後進諸国の今後の発展の道は、植民地の状態にとどまるかそれとも資本主義的発展の道を進むかと

いう二つの可能性しかないのではなく、非資本主義的な発展の道を進む可能性があると主張し、とくにインドについては大要つぎのように述べた。アジア・アフリカの後進諸国の人民は、社会主義国家とく中国のめざましい発展に刺戟され、又永年にわたる資本主義国の搾取と抑圧を憎悪しているから、一般に資本主義に魅力を感じずに、社会主義を要望している。このことはインドにおいても例外でなく、国民会議派も社会主義型の社会を建設することをそのスローガンとしている。一方インド・ブルジョアジーは自国の経済の発展を要望しているがブルジョアジーが弱体なため自力では出来ないでこれを国家の手に委ねている。すなわち国家資本の力で急速な工業化を達成しようとするものである。国营工業の創設・発展ということは、もちろん、それだけで社会主義的性格をもつものではなく、インドのそれは、国家資本主義的企業なのである。しかし、インドのような国の国家資本主義は、帝国主義諸国における国家独占資本主義とはことなつて「国の工業化と経済の全般的高揚を目的としている。それは、インド民族独立を強化し、帝国主義全体の地位を弱めるものである。したがつてインドの国家資本主義的企業は、げんざいの条件のもとでは、進歩的な役割を果す」のである。もちろんこの国家資本主義は、社会主義への急速な転化を前提とする中国の国家資本主義とは本質的に異っているが、社会主義への第一歩である。「こんにちの国際情勢、ソ同盟と中華人民共和国—これらの国の経験や経済協

力を利用できる—のような友好的隣国をもっていること、これは、インド国内の全進歩勢力のあいだの緊密な協力がうちたてられれば、インドが社会主義の道にそって発展することを可能にするようにおもわれる。」

このように、ルビンシュタインは、インド民族ブルジョアジーによって現在なされている工業化が、外国資本によらずに、国家資本によっておこなわれていること、従って、このような工業化はインド民族の独立を強化し、帝国主義全体の地位を弱めるものであり、又その場合社会主義国との協力によっておこなおうとしていることによって、さらに国際的に進歩的な役割を果し帝国主義との矛盾を深めるといふ点で高く評価し、そのことから新しい発展の可能性を示唆したのであるが、しかし、その非資本主義的発展が可能となる国内的条件を、全進歩勢力の緊密な協力という様にあいまいに示し、その場合の政治権力の問題にはふれていないことは厳密さを欠くものであった。

ゴーシュの批判はこの点に集中された。ゴーシュは、インド共産党機関誌「ニュー・エイジ」誌上でルビンシュタイン論文批判のため「インド発展の道」と題する論文を発表し、ルビンシュタインの論文が国家資本による工業化の進歩的な意義を評価したのは正しい指摘であるが、そのことから直ちに国民会議派が社会主義を指向しているがごとく主張は間違っていると批判して、国民会議派政府の政策がどの階級に利益をあたえているかという点を

あらゆる面から分析し、現在のインド政府は、ブルジョアジーを指導勢力とするブルジョアと地主政府であって、その政策はインドを自主的な資本主義路線にそって発展させたいという願望によってうごかされているのである。そして、ブルジョアジーは常に帝国主義や封建制度に対して自分の地位をつよめようとしているばかりでなく、人民大衆にたいしても自分の地位をつよめようとしているのである。ブルジョアジーは、帝国主義や封建制度との自分の衝突を人民の犠牲で解決しようとしているのである。そしてこのことのためブルジョアジーの政策は一方では帝国主義、封建勢力と闘争しつゝ一方ではこれを妥協する政策になっているのであり、そのことが自主的な資本主義発展の限界となっているのである。

そして又ルビンシュタインの論文はインドの基本的問題である土地問題にふれていないが会議派の土地改革を分析すれば誤りが一層明白になるとして、インド政府は封建的搾取形態を抑制し、封建的地主を資本主義的地主にかえ、農村におけるブルジョアジーの社会的基盤たる富農をつくりだそうとしているが、その政策はブルジョアジーと地主との同盟を保存しかためるような仕方で行われているのであると説く。

かくてゴーシュは結論として次のごとく述べる。ブルジョアジーにひきいられる現政府がインドの非資本主義的発展の道を進むと考えるのは幻想である。現情勢のもとで現政府のもとで前進す

る若干の可能性はあり、その可能性を最大限にまで押ひろめることは必要であるが、しかし社会主義への発展はプロレタリアートにひきいられる民主主義的大衆の手に政治権力がうつらない限りは不可能である、と。

このゴーシュの批判は、現在の国民会議派政府の政策に示される民族ブルジョアジーの進歩性とその限界、又、社会主義への発展を可能にさせる政治権力の規定に関してはまさに正しいものであると云え、その点ルビシュタインの論文は欠陥があると思われる。

がしかし、ルビシュタインの論文で提起された進歩性の問題は、ゴーシュの結論を前提としたうえでなお再考されてよいのではあるまいか。民族ブルジョアジーとくに現在の国民会議派政府の政策に表れる民族ブルジョアジーの行動は、さきに述べたように土地改革で封建地主と妥協しその利益をより擁護しているというように、保守的・反動的な面をもっている。だがしかしそれがどのような妥協を含んでいるにしても、経済自立の前提となるような工業化を達成するために、農業の資本主義的改造をめざしているということは、インドのような条件にある国としては、十二分に進歩的なものであるとして評価されるのではないだろうか。そして、又そのことは、民族ブルジョアジーと帝国主義や国内に残存する封建勢力との矛盾を一層激化させる要因として作用するのではないだろうか。

もちろんこの場合も民族ブルジョアジーの進歩性がより発揮されることは云え、限界は存在するであろう。そしてその限界をのりこえてインドが発展するか否かは、国内の階級的力関係とくに、農民における階級の力関係にかよっていると思われる。そして、これは主として、会議派が農村においてつくりだそうとしている資本主義的地主と農民との力関係にかよっているものと思われる。

さきに述べたように、今日の国際政治において、独立を獲得したアジア・アフリカ諸国の果す役割はまことに大きいものがある。そして今後これらの国を指導する民族ブルジョアジーが、どのように行動していくかということ、又これらの国々が社会主義体制へ進むか否かということは、今彼の国際政局の決定するうえに重要な役割を果すものと思われる。この小論を、その把握のための一つの手がかりを意図するものとしてみて頂ければ筆者の幸とするところである。

註(1) 世界政治資料第四号に翻訳掲載

(2) 世界政治資料第十三号に翻訳掲載